

■議案第25号 四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成26年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社 奇想天外」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町ホビー館

施設の所在地 四万十町打井川1458番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 株式会社 奇想天外

団体の所在地 四万十町下呉地字下影野157番3号

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町ホビー館については、四万十町ホビー館条例第4条に掲げるフィギュア等の資料の収集、保管、展示業務があり、なおかつ地域の活性化、まちづくりの推進を目的としています。平成23年4月1日より平成26年3月31日まで、「株式会社 奇想天外」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。指定期間中においては、収集、保管はもとより、展示についても、海洋堂の製品のみならず、さまざまな分野の作品を取扱い、通常展示だけでなく企画展示やイベントなども実施しております。さらに、会社目的としてもまちおこし事業を掲げており、施設の目的に沿った活動が行える会社であると判断されるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として推薦します。